



会員 各位

令和8年8月27日

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
第三ブロック ブロック長 幸田 隆一
ブロック研修委員長 望月 誠
(公印略)

本部主催令和8年度第1回WEB研修（法定研修）の受講について

毎々格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和8年8月27日（木）より、下記の要領で「法定研修（宅地建物取引業法第64条の6に基づく宅地建物取引業に関する研修）」を「WEB動画配信システム」にて配信しております。この研修会は、会員の皆様への利便性と知識の研鑽の場を提供することを目的として実施しているものです。

なお、宅建業法において、宅地建物取引士に関する【第15条の3 注①】及び宅地建物取引業者に関する【第31条の2 注②】という規定もございますので、本研修をぜひご活用いただき、お役立ていただければ幸いに存じます。

注①事務に必要な知識と能力を常に維持、向上させるよう努める義務を定めた規定

注②従業者に必要な教育を行うよう努める義務

記

配信期間：令和8年8月27日（木）15時～10月1日（木）23時59分

研修内容

テーマ1：不動産取引におけるコンプライアンスと実務トラブルの防止法（約70分）

提供 （一社）大阪府宅地建物取引業協会

テーマ2：契約の落とし穴を見抜け！不動産取引リスク最前線（約45分）

【東京都宅建ホームページ】URL：<https://www.tokyo-takken.or.jp>

【研修サイト】URL：<https://seminar.tokyo-takken.or.jp>

以上

- ・研修動画を視聴し、「確認テスト」に正解することにより、「出席」とカウントし、出欠データの記録・管理を行います。なお、今回はテーマ2のみ確認テストがございます。
- ・システム操作方法、ID パスワードのお問い合わせは、ヘルプデスクへ。
電話：050-5538-0948（平日9時～12時、13時～17時）
- ・研修を受けずに法令改正等を把握せず、結果として宅建業法違反行為をすれば、その違反行為に対して指示処分・業務停止・免許取消等の対象となり得ます。
- ・知識不足に起因する不適切な取引行為があれば、業務処理の原則違反などあわせて問題となり得ますのでぜひ、配信期間中にご受講をお済ませくださいますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ）公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 研修委員会 担当事務局

Email：kensyu@tokyo-takken.or.jp